

高齢者等ごみ出し支援事業補助金

お問い合わせ先 高齢福祉課 ☎043-245-5250

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害者の世帯から、家庭系ごみ(粗大ごみを除く)を週1回以上収集し、ごみステーションに排出する支援を行う地域団体に対し、補助金を交付します。
※補助を受ける場合、あらかじめ団体登録の手続きが必要です。

補助対象団体

町内自治会、老人クラブ、マンション管理組合などの非営利活動団体等

ごみ出し支援の補助金対象となる方

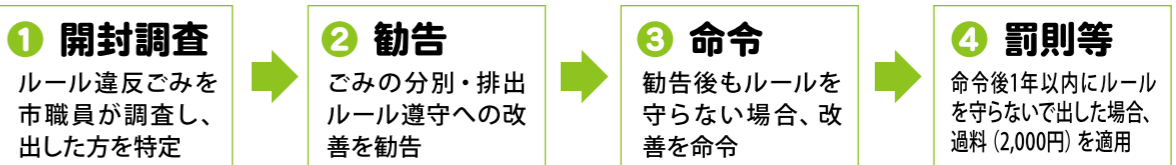
- | | |
|--|------------------------------------|
| ごみ出しが困難な単身世帯で、
右記の要件のいずれかを満たす方。
ただし、同様の要件を満たす同居人
がいる場合は対象となります。 | ① 介護保険の要支援1・2または要介護1～5までの認定を受けている方 |
| | ② 身体障害者手帳1級または2級を所持する方 |
| | ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 |
| | ④ 療育手帳AまたはAを所持する方 |
| | ⑤ その他市長が認める方 |

助成・補助額

補助対象世帯1世帯あたり1,000円(月額)
団体が初めて補助を受ける場合は10,000円を補助(1回限り)

ごみの分別・排出ルールの指導制度

ごみの分別・排出ルールを守らない方を対象に、「廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」に基づき、調査・指導などを行っています。



その他ごみに関する禁止事項

資源物などの持ち去り禁止

「廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」により、ごみステーションからの資源物・不燃ごみの持ち去りは禁止されています。



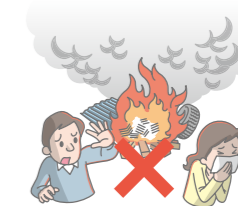
罰則などの主な内容

- ① 市が指定する者以外が、ごみステーションに出された資源物・不燃ごみを収集運搬することを禁止
- ② 禁止命令に違反した者に対する罰則など(20万円以下の罰金)

野焼きの禁止

ごみの野外焼却(野焼き)は、一部例外(※)を除き、廃棄物処理法違反となり、罰則が適用される場合があります。また、住宅地での焼却は、生活環境にも悪影響を及ぼし、近所同士のトラブルや火災の原因となります。

※たき火などの日常生活で通常行われる軽微なもの、農業・林業を営むためにやむを得ないものなど



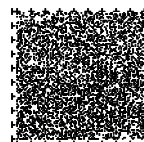
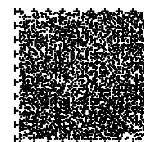
罰則規定

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(またはこの併科)が科せられます(法人は3億円以下)。

違反を目撃したときは管轄の環境事業所へご連絡ください。

①日時・場所 ②違反の詳しい内容(持ち去られた資源物の種類) ③車両ナンバーや人物の特徴など

中央区	美浜区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区
中央・美浜環境事業所	花見川・稲毛環境事業所	若葉・緑環境事業所			
☎043-231-6342	☎043-259-1145	☎043-292-4930			



知っておきたい

ごみのルール・支援制度



ごみ削減キャラクター
へらそうくん

千葉市では、きれいな千葉市を未来につなぐために、
ごみに関するルールや制度が設けられています。

家庭ごみ処理手数料徴収制度

対象: 可燃ごみ 不燃ごみ

お問い合わせ先 廃棄物対策課(制度に関すること) ☎043-245-5236
収集業務課(指定袋の製造等に関すること) ☎043-245-5249

市民の皆様のごみ削減意識を高め、ごみ処理費用を公平に負担していただくために、ごみを出す量に応じて、ごみ処理費用の一部が含まれた指定袋を購入することで、手数料(1ℓ当たり0.8円)を納めていただきます。

手数料収入の主な使い道

手数料は全額をリサイクル等推進基金へ繰り入れ、制度運用のための費用や、併せて実施する施策などに活用しています。

(毎年度の収入と使い道の予定・実績はホームページなどで、ご確認ください。)

制度運用のための費用 ○指定袋の製造・保管・管理費など

併せて実施する施策 ○紙おむつなどの使用世帯への指定袋無料配布 ○不法投棄・不適正排出対策
○資源物・不燃ごみの祝日収集 ○使用済小型家電のボックス回収など



可燃ごみ指定袋 不燃ごみ指定袋

紙おむつなどを使用する方がいる世帯への支援制度

お問い合わせ先 収集業務課 ☎043-245-5249

下記に該当する紙おむつなどを使用する方がいる世帯へ、可燃ごみ指定袋(20ℓ)を無料配布する制度です。

支援対象者	配布枚数	配布方法	市への申請
満3歳未満の乳幼児	最大220枚	満3歳までの期間相当分を宅配にて一度のみ配布	不要※1
高齢者・障害者などでおむつ給付事業により、おむつを受給している方	最大100枚(年間)	年度ごとに宅配にて配布	不要※2
在宅で排泄管理支援用具(ストマ用器具・紙おむつなど)費を受給している方	最大100枚(年間)	年度ごとに宅配にて配布	不要※2
在宅で腹膜透析をしている方	最大100枚(年間)	年度ごとに宅配にて配布	収集業務課へ申請

※1 住民登録情報(出生届や転入届のご提出)に基づき、住民登録月の翌々月にご自宅へ自動配送。

※2 各事業の申請情報に基づき、新たに各事業の対象となった方は対象となった月の翌々月に、前年度から継続して各事業の対象となっている方は毎年6月に、それぞれご自宅へ自動配送。

視覚障害者用特別指定袋について

お問い合わせ先 収集業務課 ☎043-245-5249

視覚障害者で単身世帯の方に、びん・缶・ペットボトルを出すときに使用する特別指定袋を配布しています。

※特別指定袋は、びん・缶・ペットボトルを出すときに使用するほか、資源化のできない点字用の紙類を入れて、可燃ごみの収集日に出すことができます。

ボランティア清掃活動への支援制度

お問い合わせ先 廃棄物対策課 ☎043-245-5067

お申し込み先 廃棄物対策課、各環境事業所、各区地域づくり支援課

ボランティア清掃活動をされる方々へ、清掃用具及びごみ袋を配布しています。

